

第一種電気工事士及び第二種電気工事士免状

再交付申請手続き案内

電気工事士免状を汚損又は紛失したときに、その免状を交付した都道府県知事に再交付の申請をすることができます。

1 申請に必要なもの（各種案内・注意事項等については下記愛知県ウェブサイトをご参照ください。）

愛知県ウェブサイトアドレス <https://www.pref.aichi.jp/site/denki-subsuite/menjou-saikoufu01.html>

必 要 書 類 等	注 意 事 項
① 再交付申請書	・住所は再交付申請時の住所を、住民登録のとおりに市町村名から記入すること。 ・昼間の連絡先を必ず記入すること。（携帯電話番号可）
② 写真 1 枚	・たて 4 cm × よこ 3 cm、撮影後 6 ヶ月以内 ・わくなし、正面、無帽、無背景、上半身、服装は自由。髪の毛で目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可。 ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること。 ・写真の裏面に記名しないでください。 ・詳しくは、上記愛知県ウェブサイトの「 電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い 」をご参照ください。
③ 本人確認書類	有効期限内の公的書類のコピー（運転免許証、在留カード、マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険証（被保険者記号・番号、保険番号はマスキング））
④ 手数料2,700円 (愛知県収入証紙又は申請窓口のキャッシュレス決済で納付)	・愛知県収入証紙購入場所 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等
⑤ 汚損、破損した免状	汚損、破損した免状を添付すること。

2 申請方法及びお問い合わせ先

（1）郵送の場合の宛名 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

（2）窓口へ持参する場合の提出先 ※本庁舎3階平面図は右図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2

（3）お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

産業保安室



本庁舎正面玄関側

3 その他

第一種電気工事士の皆様には、電気工事士法に基づき、5年に一度自家用電気工作物の保安に関する講習を受講することが義務付けられています。前回定期講習を受講してから5年以上経過している場合は、直ちに指定講習機関で定期講習を受講して下さい。再交付後、過去の受講履歴を再度印字したい場合は、過去に講習を受けた指定講習機関へお尋ねください。また、前回の講習受講後に住所変更をされている方で、次回定期講習の案内がほしい場合は、前回受講した講習機関にお問い合わせの上、住所変更の手続きをしてください。